

## 第27回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年 8月25日 (木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |                              |     |
|-----|------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について               |     |
| 第 2 | 会期決定について                     |     |
| 第 3 | 会務報告                         |     |
| 第 4 | 報告第 56号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件  |
| 第 5 | 議案第151号 現況証明願について            | 1件  |
| 第 6 | 議案第152号 農業振興地域整備計画の変更について    | 1件  |
| 第 7 | 議案第153号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件  |
| 第 8 | 議案第154号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件  |
| 第 9 | 議案第155号 農用地利用集積計画の作成の要請について  | 10件 |

### ○出席委員 (16名)

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君  | 2番 舟山 珠代 君  | 3番 高橋 政寿 君  |
| 4番 笛木 眞一 君  | 5番 嶋中 勝 君   | 6番 津野 斉 君   |
| 7番 佐瀬日出夫 君  | 8番 熊谷 英二 君  | 9番 澁谷 洋 君   |
| 10番 渡邊 裕義 君 | 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 |
| 13番 平山 正志 君 | 14番 小野寺典男 君 | 15番 森田 享子 君 |
| 16番 佐藤 徳市 君 |             |             |

### ○議事参与の制限を受けた委員 (2名)

- 番 ●●●● 君      ●番 ●●●● 君

### ○欠席委員 (0名)

### ○その他出席者

事務局長 村山 尚 君  
農地係長 小幡 裕也 君

振興係長 和田千春 君  
主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第27回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

12番・甲斐君 13番・平山君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第27回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第56号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第56号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第56号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 佐瀬委員

あっせん委員 甲斐委員、小野寺委員

報告年月日 令和 4 年 8 月 3 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字阿歴内 4 4 - 1 0

現況地目 畑

面積 79,552㎡。

価格 982,000円

譲受人氏名 ●●●● ●●●●さん

予定資金関係 自己資金

なお番号 1 につきましてはあっせん委員長であります佐瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 7 番・佐瀬君。

○7 番（佐瀬 日出夫君） 7 番・佐瀬。

報告第 5 6 号番号 1 について報告致します。

令和 4 年 7 月 1 4 日に、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。令和 4 年 8 月 3 日に阿歴内公民館において、第 2 回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、7 番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、報告第 5 6 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

#### ◎議案第 1 5 1 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。議案第 1 5 1 号、現況証明願について、内容 1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第151号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字栄197-12。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積 7,762㎡他2筆 合計面積は21,059㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査年月日、令和3年10月6日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第151号、番号1について報告致します。

令和3年10月6日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査をまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は山林となっており、隣接農地とはっきり区別されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第151号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第152号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第152号、農業振興地域整備計画の変更について、内容

1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第 1 5 2 号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

区分、用途区分変更。

地番、字雷別 1 1 1 番地 1。

現況地目、畑。

面積、68,979㎡の内11,774.89㎡ほか 1 筆。

合計面積は、22,442.78㎡

事業計画の名称、育成舎他 7 棟施設建設事業事業。

事業主体、●●●●、●●●●さん。

事業開始は、事業完了済。

事業の規模等、育成舎①952.56㎡、②1,179.36㎡、③1,179.36㎡、④1,179.36、D型倉庫①408.24㎡、②408.24㎡ 倉庫476.28㎡、牛舎794.08㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、すでに事業完了しており、無断転用発覚のため申請する。

他法令の許認可の見通し、農地法 5 条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 2 番・甲斐君。

○1 2 番（甲斐やす子君） 1 2 番・甲斐です。

議案第 1 5 2 号、番号 1 について報告を致します。

8 月 1 5 日に「津野」委員、「小野寺」委員と私、事務局より「大河原主任」で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の 3 ページから 8 ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、チャンベツで営農する●●●●さんが、育成舎他7棟の整備を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

申請前に既に建設されているため、現地調査を実施し、記載のとおり遂行済みであることは確認しました。事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 2 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第152号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第153号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第153号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第153号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野12線東4-2。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、4,045㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、双方利便性のため、譲受人、双方利便性のため。

資金調達の方法及び価格、0円。

譲受人世帯員2名。

農地は228,483㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

続きまして番号2。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野 1 2 線東 6 - 3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3 0 6 m<sup>2</sup>。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、双方利便性のため、譲受人、双方利便性のため  
資金調達の方法及び価格、0 円。

譲受人世帯員 2 名。

農地、3 2, 6 0 6 m<sup>2</sup>。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1 5 番・森田君。

○1 5 番（森田享子君） 1 5 番・森田です。

議案第 1 5 3 号、番号 1 及び番号 2 について報告致します。

8 月 1 2 日に現地調査を行ってまいりました。

今回の申請は、●●●●さんと●●●●さん双方の利便性向上のため農地を交換し、効率的に農地を使用するため、今回の申請となりました。

●●●●さん、●●●●さん共に、農地法第 3 条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 5 番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 まで内容 2 件については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 5 3 号、内容 2 件は原案可決されました。

#### ◎議案第 1 5 4 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 1 5 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、内容 2 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第 1 5 4 号について説明させていただきます。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 2 件であります。

番号 1。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野 5 0 - 7 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,169.48㎡他。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、火山灰の採取事業のためとなっております。

転用計画内容、期間、許可日の日から 3 年間。

採取地 10,085.45㎡。

作業敷地 1,145.78㎡。

保安地 929.73㎡。

搬出路、8.52㎡。

採取量 10,085.45㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5 番・嶋中君。

○5 番（嶋中 勝君） 5 番・嶋中。

議案第 1 5 4 号、番号 1 について報告致します。

8 日 1 5 日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。申請地は、参考資料の 9 ページから 1 1 ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で火山灰土採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から火山灰土採取という限定的な目的で、代替地もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました 5 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字雷別111-1の内。

地目、登記簿、原野、現況、畑。

面積、20,630.45㎡他4筆、合計面積は39,806.03㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、育成舎他11棟及びバンガーサイロ施設建設のため。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

育成舎他11棟 9,622.80㎡、バンガーサイロ 1602㎡、作業スペース28,581.23㎡。

調査委員については、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査結果につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。

○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第154号、番号2について報告致します。

8月16日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料3ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

この申請は、既に施設が建設されているもので、追認許可案件となるものです。

申請者は、チャンベツで営農する●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に育成舎他11棟の建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

現地調査にて、土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり遂行済みであることを確認しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

当該地は、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であり、転用内容については問題ないことから、現状のままでの許可が妥当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第154号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第155号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第155号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容10件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内44-10。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、79,552㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和4年8月31日

対価の支払期限 令和4年9月30日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、982,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

(●●●●君復席)

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇阿歴内19-3の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、50,000㎡ほか3筆、合計面積137,655㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和9年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、年間275,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 7番・佐瀬君。

○7番(佐瀬 日出夫君) 7番・佐瀬です。

議案第155号、番号2について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月12日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野122-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、61,519㎡ほか1筆 合計面積は、63,493㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、年間191,085円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第155号、番号3について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野178-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、82,268㎡ほか6筆 合計面積は、124,646㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、年間302,628円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第155号、番号4について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

(●●●●君復席)

お諮り致します。

番号5から番号6まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野124-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、27,721㎡ほか9筆 合計面積は、248,451㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、年間639,085円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号6につきましては、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野969。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、26,509㎡。

金額、年間66,742円となっております。

なお、番号5から番号6につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第155号、番号5から番号6について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸し付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野348-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、65,182㎡ほか7筆 合計面積は、305,921㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、無償となっております。

なお、番号7につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第155号、番号7について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野214。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7,107㎡ほか2筆 合計面積は、7,353㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、無償となっております。

なお、番号8につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第155号、番号8について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんの希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木



君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野458。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,822㎡ほか17筆 合計面積は、666,842㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、無償となっております。

なお、番号9につきましては佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第155号、番号9について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月23日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和30-1。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、52,715㎡ほか19筆 合計面積は、451,879㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年8月31日から令和14年8月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月31日。

金額、無償となっております。

なお、番号10につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第155号、番号10について報告致します。

事務局より調査依頼があり、8月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案155号、内容10件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤 徳市君) これをもちまして、第27回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第27回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時48分閉会)